

昭和39年5月14日付け39動検第864号
昭和47年10月3日付け47動検甲第1463号(一部改正)
昭和51年4月30日付け51動検甲第596号(一部改正)
昭和52年3月7日付け52動検甲第275号(一部改正)
平成17年12月5日付け17動検第893号(一部改正)
平成17年12月15日付け17動検第955号(一部改正)
平成20年10月6日付け20動検第701号(一部改正)
平成20年11月4日付け20動検第839号(一部改正)
平成25年10月4日付け25動検第673号(一部改正)
平成29年2月28日付け28動検第1166号(一部改正)
平成31年3月29日付け30動検第1334号(一部改正)
令和5年3月24日付け4動検第1322号(一部改正)

ケーシングの輸入検疫要領

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下「法」という。）第40条第1項及び第46条の規定により行なう輸入ケーシング（以下「ケーシング」という。）の検査及び検査にもとづく処置は、この要領の定めるところにより実施する。

1. ケーシングの定義

この要領でいうケーシングとは、塩蔵または乾燥された動物の食道、胃、腸管及び膀胱をいう。

2. 輸入検査申請書の提出

ケーシングを輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、原則として、ケーシングが輸入される日の前日までに家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号、以下「規則」という。）第49条の規定による輸入検査申請書を、当該ケーシングを輸入しようとする港または飛行場の動物検疫所（支所及び出張所を含む。以下同じ。）に提出するものとする。

3. 検査

- (1) 家畜防疫官は、検査の対象となるケーシングが、次に掲げるものである場合には、港または飛行場内の家畜防疫上安全な一定の場所を指定し、当該場所において、当該ケーシングが、法第37条の規定による検査証明書またはその写（以下「検査証明書」という。）が添付されて輸入されたかどうかについての検査及び現物確認検査その他輸出国における家畜の伝染性疾病の発生状況及び運送の方法等から必要と認められる検査を行なうものとする。この場合において、家畜防疫官は、当該ケーシングが家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないと認められないときは、当該ケーシングにつき、2%以上の硫化ソーダ溶液による外装消毒（以下「外装消毒」という。）の実施後、これを動物検疫所又は法40条第3項の規定による検査の場所（以下「指定検査場所」という。）に送致し、検査を継続するものとする。

イ. 別記に掲げる地域（以下「指定地域」という。）以外の地域において生産されまたは家畜の伝染性疾病の病原体が完全に消滅される方法により消毒されたの

ち、指定地域を経由しないで輸入されたことが確認できるもの。

ロ．指定地域以外の地域において、生産されまたは家畜伝染病の病原体が完全に消滅する方法により消毒されたのち、指定地域を経由して輸入されたものであって、当該地域において開梱されなかったことが確認できるもの。

ハ．指定地域で生産されたものであって、我が国が定めた家畜衛生上の取扱い条件にもとづき、指定地域において我が国の家畜防疫官立会いのもとに消毒等の処置が行なわれたのち輸入されたことが確認できるもの。

(2) 家畜防疫官は、検査の対象となるケーシングが、上記(1)のイ・ロ及びハに掲げる以外のものである場合には、港または飛行場内の家畜防疫上安全な一定の場所を指定し、当該場所において、当該ケーシングに、検査証明書が添付されて輸入されたかどうかについて検査を行ない、かつ、当該ケーシングの容器包装につき外装消毒の実施後、これを動物検疫所又は指定検査場所へ送致し、現物確認検査その他必要と認められる検査を行なうものとする。

(3) 家畜防疫官は、ケーシングを動物検疫所又は指定検査場所へ送致させるときは、法第40条第4項の規定により、次の指示をするものとする。

イ．輸送の手段

ロ．輸送の順路

ハ．その他検査場所へ送致するため、家畜防疫上必要と認められる措置

4. 検査に基づく処置

上記3の(1)の検査において、家畜の伝染性疾患の病原体をひろげるおそれがないと認められないケーシング及び上記3の(2)のケーシングならびこれらの容器につき、別表による基準に従って処置を行なうものとする。

5. 指定検査場所の指定について

ケーシングの輸入検査のための指定検査場所の指定にあたり家畜防疫官は、「専決事務処理について」(昭和28年8月11日付け28動検第938号)及び「家畜伝染病予防法第40条第3項本文にもとづく検査場所の指定について」(昭和44年12月15日付44動検第2018号)によるほか、さらに、次の具体的基準に基づいて、事前に当該施設について調査し、その結果、家畜防疫上の安全性が確保できる施設であると認められた場合は、これを指定することとする。

具体的基準

イ．搬入倉庫、消毒室、汚水だめ、搬出倉庫及び従業員室を備え、かつ、これらがそれぞれ区画されていること。

ロ．搬入倉庫及び搬出倉庫は、その位置が相互に相当の距離を保ち、その床が汚水等のしん透しない材料で造っており、かつ、犬猫等の出入を防ぐ設備のあること。

ハ．消毒室は、その床が汚水等のしん透しない材料で造っており、その内部に汚水溝を備え、搬入口及び搬出口をそれぞれ別個に有し、かつ、室内に消毒槽を有すること。

ニ．汚水だめは、搬入倉庫、搬出倉庫、消毒室及び従業員室から隔離され、かつ、外部に汚水等がしん透しない材料で造ってあること。

ホ．従業員室及び消毒室は、その出入口に人及び衣類の消毒設備があること。

ヘ．指定検査場所には、消毒薬品等の取り扱いならびに衛生に関する知識、経験

を有し、かつ、家畜防疫官の指示事項を励行できると認められる管理責任者が配置されていること。

6. 輸入検疫証明書の交付

家畜防疫官は、検査が終了し、検査対象ケーシングが、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないと認めたときは、遅滞なく、輸入検疫証明書を交付し、かつ、規則第51条第2項の規定により、規則別記様式第27号の1または2の検疫済みまたは消毒済みのスタンプを附するものとする。輸入検疫証明書を書面により直接交付する場合は「畜産物の輸入検査要領」（令和5年3月24日付け4動検第1322号）に準じて行う。

7. 積戻しまたは経由されるケーシングの取扱い

家畜防疫官は、積戻しまたは経由されるケーシングについて、消毒、保管の場所、方法等を指示するものとする。

（別 記）

偶蹄類の動物（豚及びいのししを除く。）のケーシングにあつては、家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第37条第1項第1号及び第3号に掲げる物の項中地域の欄に掲げる地域、豚及びいのししのケーシングにあつては、同表の豚及びいのししに係る法第37条第1項第1号及び第3号に掲げる物の項中地域の欄に掲げる地域

別 表

消毒対象物	消毒薬品	消毒方法及び実施の基準	摘 要
塩 蔵 ケーシング	次亜塩素酸ナトリウム（有効塩素４％以上）の５００倍希釈液	１．流水で十分に水洗して塩分を除去したのち、消毒液に浸漬する。 ２．液温１８℃以上で２時間以上浸しておくこと。	家畜防疫官は、随時、食品衛生法にもとづく食品添加物の規格基準にしたがって消毒液の定量試験を行ない規定の濃度に達しないときは、消毒液を更新する。
	塩酸食塩水 塩酸 ２分 食塩 １０分 水 ８８分	１．流水で十分に水洗して塩分を除去したのち、消毒液に浸漬する。 ２．液温は１８℃以上で３０分以上浸しておくこと。 ３．別の容器に０．８％以上の重炭酸ソーダ溶液を充し、消毒の終了したケーシングを３０分以上浸して中和させる。	本消毒液１００ℓで消毒し得るケーシングは２０kg以内とする。
乾 燥 ケーシング	船舶または航空機にとう載後９０日を経過するまでの間、容器包装のまま家畜防疫官の指定に従って保管する。		
薬品による消毒を行なうことのできない塩蔵ケーシング	到着後６ヶ月間容器包装のまま家畜防疫官の指示に従って保管する。		
容 器	次亜塩素酸ナトリウム（有効塩素４％以上）の５００倍希釈液	消毒液を充たし、２時間以上放置する。	
	塩酸食塩水（上記と同じ成分とする。）	消毒液を充たし、１時間以上放置したのち、重炭酸ソーダ溶液（０．８％以上）と交換し、更に３０分以上放置する。	

別表備考

家畜防疫官は、消毒のため、動物検疫所または指定検査場所に到着したケーシングについて、次の処置を行なうものとする。

（１）到着の確認

ケーシングが到着したとき、指示書に記載された事項を点検し、外国貨物運送申告書に到着を確認した旨の証明を行なう。

（２）輸送車輛等の消毒

ケーシングの輸送に使用した車輛、孵は２％以上の硫化ソーダ溶液で消毒を行なう。

（３）容器への表示

容器には、指示書番号を表示する。